

OECD多国籍企業行動指針違反に関する問題提起(インフロニアHDグループ)

木村俊介 <shukku9998@gmail.com> To: jpn-ncp@mofa.go.jp 2025年9月15日 8:00

日本NCP御中

私は公益通報者として、インフロニア・ホールディングス株式会社(および子会社 前田建設工業株式会社)における重大な 不履行を正式に問題提起いたします。

1. 国際基準との乖離

OECD行動指針第II章(一般原則)、第III章(情報開示)、第IV章(人権)、第XI章(遵守)、並びにUNCAC第33条に基づき、企業は効果的な内部通報制度を維持し、報復から保護する義務を負います。

しかし、日本国内の公益通報者保護法(2025年6月11日改正施行)は「制度の存在確認」に限定され、**効果的運用 (effectiveness evaluation)の義務が削除**されています。

結果として、国内制度は国際基準を満たさず、通報者救済を制度的に成立させることが不可能となっています。

2. 国内行政機関の対応

私が提出した通報は、消費者庁・厚生労働省・金融庁・経産省・国交省のいずれにおいても「管轄外」として取り扱われ、 実質的に対応を拒否されました。

- 消費者庁:形式確認のみ、報復・解雇への介入不可
- 厚生労働省: 労災・解雇問題を消費者庁に丸投げ
- 金融庁・経産省・国交省:企業統治や財務監督権限を放棄し、不作為

国内制度全体が公益通報者保護の実効性を欠く構造となっています。

3. 企業側の不履行確定

インフロニアHDグループは公式文書により、以下を残しています:

- 52件の労災隠蔽
- 3期連続の粉飾決算
- 公益通報への「200億円要求」という虚偽レッテル貼り
- 通報を理由とした解雇通知

これは、企業が自ら制度の存在意義を否定した明確な証拠です。

4. 国内裁判制度の無効性

国内裁判制度も、公益通報者保護法を根拠に審理する以上:

• 実効性の要件(effectiveness evaluation)が削除されている

- 報復後の救済(補償・復職・是正命令)の仕組みが存在しない
- OECD・UNCACで義務づけられている条文が反映されていない

したがって、国内裁判を行っても構造的に「無意味」であり、国内制度自体が国際的義務違反を証明しています。

5. 日本NCPへの要請

以上を踏まえ、私は日本NCPに対し以下を要請いたします:

- 1. 本件を「国内法の管轄外」として処理するのではなく、OECD行動指針違反の国際案件として受理すること。
- 2. OECD行動指針に基づき、調停および是正措置の検討を開始すること。
- 3. 必要に応じて、他国NCPとの共同審査・調停プロセスに移行すること。

6. 期限の設定

2025年10月15日(水) 17:00 JST までに、**受理可否および対応方針**についてご回答ください。

なお、形式的な「確認」「検討」「企業への照会」のみに留まる対応は、OECD行動指針における 実効性要件 を満たすもの ではなく、制度不履行が確定するものと解釈いたします。

本件は、国内法の限界を超えて **国際的不履行が確定したケース** であり、日本NCPが適切に対応しない場合、他国NCPとの 共同審査に移行することが不可避となります。

証拠資料

- 証拠資料一覧URL (Evidence No.00~No.57)
 - https://www.whistleblower-protection.org/evidence-timeline
- 添付ファイル:
 - ファイル名000204226 (docx/PDF) → 日本NCP問題提起フォーム(本件詳細)
 - ファイル名100799831 (xlsx/PDF) → 提出証拠リスト(抜粋版)

敬具

木村俊介

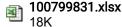
添付ファイル4件



000204226.docx







100799831.pdf 81K